

川崎市立学校特別開放施設 利用の手引き

令和5年4月1日改訂

川崎市教育委員会事務局地域教育推進課
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6
電話 044-200-3309/FAX044-200-3950
メール：88chiiki@city.kawasaki.jp

1 施設の概要

5ページ「使用できる施設と使用料」のとおり。

2 使用者の範囲など

市内在住・在勤・在学の方で構成する2名以上の団体で、教育委員会に登録した団体

3 利用可能な時間

学校の教育活動において施設を使用する時間帯は使用できません。開放日等はウェブサイト (<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000018688.html>) に掲載しています。

使用時間には、入場、準備、後片付け、退出までの時間を含みます。
必ず時間内に退出してください。



4 使用の手続

(学校の特別開放施設の市民利用のご案内)

(1) 団体登録（毎年更新が必要です）

団体登録申請書（ウェブサイトに掲載）に、団体の活動内容の分かる資料（団体の規約や団員募集のチラシなど）、名簿、注意事項確認書を添付して、受付窓口に提出してください。

登録が完了しましたら、各施設の受付窓口にて登録証を交付します。なお、登録完了までにおおよそ1か月かかります。

【受付窓口】

| | |
|------------------------|---------------|
| 土橋小学校多目的ホール | 学校の受付 |
| 犬蔵中学校格技室 | 宮前スポーツセンターの受付 |
| 生田中学校特別創作活動センター | センターの受付 |
| はるひ野小中学校はるひ野黒川地域交流センター | センターの受付 |

(2) 利用調整会議

定期的開催する利用調整会議にて、使用を希望する団体相互の協議により使用日を決定します。利用調整会議の開催日時・場所の詳細は、それぞれの施設の受付窓口までお問い合わせください。利用調整会議の後、使用日の14日前までに使用許可申請書（複写式）を提出してください。

利用調整会議では、1団体につき、月4回まで予約できます。原則として使用コマ単位で数えますが、午前・午後や全日のように連続して使用する場合はこれを1回と数えます。

利用調整会議後に空きがある場合は、使用日の14日前まで、各施設の受付窓口で随時申し込むことができます。予約後、速やかに使用許可申請書を提出してください。

【各施設における利用調整会議の開催日時・場所】

| | |
|------------------------|--|
| 土橋小学校多目的ホール | 2・5・8・11月の第1又は第2の木曜日 午後6時 場所：土橋小学校1階特別活動室 調整会議の翌々月から3か月分の使用を調整 |
| 犬蔵中学校格技室 | 利用月の1か月前の毎月第1土曜日 午後2時 場所：宮前スポーツセンター内 区民サロン |
| 生田中学校 特別創作活動センター | 【陶芸室以外の施設の利用調整会議】 利用月の2か月前の毎月第1土曜日 午前10時 場所：特別創作活動センター内 |
| | 【陶芸室・陶芸窯の利用調整会議】 3・6・9・12月の第1木曜日 午前10時 場所：特別創作活動センター内 調整会議の翌月から3か月分の使用を調整 |
| はるひ野小中学校はるひ野黒川地域交流センター | 3・6・9・12月の第1土曜日 午前10時 場所：はるひ野黒川地域交流センター 多目的ホール 調整会議の翌月から3か月分の使用を調整 |

(3) 使用料等の納入

使用団体宛てに教育委員会から施設使用の許可書及び使用料の納付書（納入通知書）を郵送します。納付に当たっての注意点を同封しますので、必ず確認してください。

受付で現金支払いすることはできません。

納付された使用料は原則として還付できませんので、注意してください。ただし、災害発生などのやむを得ない事情があると認められる場合は使用料の還付又は振替を行います。（別途手続きが必要です。）

生田中学校特別創作活動センター陶芸室の陶芸窯については、使用電気料相当額を頂きます。使用後に納入通知書を送付します。

(4) 当日の手続

使用当日は、教育委員会から送付された使用許可書と、使用料納付時に金融機関が発行する領収書を各施設の受付窓口に提示して、鍵を受け取ってください。施設使用前に使用料を納付していない場合は、鍵をお渡しすることができません。

使用後は、施設や設備を元に戻し、清掃・点検の後、報告書を受付窓口に提出し、鍵を返却してください。

(5) 使用を中止するとき

使用を中止する場合は、使用中止届（ウェブサイトに掲載）に、先に受け取った使用許可書と納入通知書を添えて、使用前までに各施設の受付窓口に提出してください。

5 使用上の注意

(1) 来校時

- 施設の利用に際しては、施設職員の指示に従ってください。
- 車両での来校は御遠慮いただき、公共交通機関を利用してください。(宮前スポーツセンターと創作活動センターについては駐車場がありますが、御利用の際は受付窓口の指示に従ってください。)

(2) 活動中

- 利用中のケガ、事故及び盗難などについて川崎市は責任を負いかねますので、安全確保や保険への加入は利用団体で対応してください。
- 施設の設備や用具を無断で移動したり、施設内の所定の場所以外に立ち入ったりしないでください。
- 活動に必要な備品、用具及び救急医薬品は各団体で用意してください。施設では用意しません。また、施設の倉庫などに団体の備品、用具を置いたままにしないでください。
- 指定した場所以外での飲食及び火気の使用、施設内での飲食物などの販売、飲酒、喫煙は厳禁とします。

(3) 退出時

- 施設や設備を汚損してしまった場合は、直ちに施設職員へ報告するとともに、指示に従って利用団体の責任者は速やかに復旧してください。また、故意又は過失で施設設備をき損又は滅失した場合は弁償してください。
- ごみ等は利用者が持ち帰ってください。

(4) 全体的な留意事項

- 学校行事や教育委員会事業の都合で、利用の中止をお願いする場合があります。
- 学校周辺への環境に配慮してください。特に学校周辺での騒音・ごみの投棄、路上駐車及び近隣商業施設等への駐車・駐輪、路上喫煙等は絶対に行わないでください。
- 利用日当日に不特定多数の方の参加を募って利用することはできません。また、使用の権利を第三者に譲渡することはできません。
- 公益に反する目的、営利目的、政治目的、宗教目的に使用することはできません。
- 申請内容に虚偽がある場合は使用許可を取り消します。

6 学校AEDの利用

教育委員会事務局では、児童生徒の安全確保を図ることを目的に、各学校にAEDを設置していますが、緊急時には学校施設開放の利用者なども使用できるように、設置場所を周知していただくよう各学校へお願いしています。

各学校では、教育活動の中で緊急時に直ちに対応できる場所へAEDを設置しています。人命に関わることですので、緊急の場合には躊躇することなく、施設職員からの案内に基づいてAEDを取り出して利用してください。

7 基本的な感染対策の実施

■感染症の拡大を防ぐため、施設職員の指示に従い、次の基本的な感染対策を講じてください。

- ・「三つの密」（密閉空間（換気の悪い密閉空間）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる））の回避
- ・人と人との距離の確保
- ・手洗い等の手指衛生（施設利用前後、器具・用具の使用前後など）
- ・換気
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）の利用後の消毒

■症状がある方、感染症の検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方の施設利用は控えてください。

■感染が大きく拡大した場合は、さらなる感染対策をお願いする場合があります。

8 選挙の投票所について

投票日当日及び設営期間における学校施設の使用につきましては、校舎の配置や投票所への動線等の状況を踏まえ、選挙の適正な執行や選挙人の安全の確保に留意し、必要に応じて、区選挙管理委員会や教育委員会等にも相談し、学校ごとに判断することとなっています。

9 学校に避難所が開設される場合

台風の接近が予想されている場合や土砂災害のおそれがある場合など、学校に避難所が開設される場合は、その準備時間を含み施設の利用ができません。

なお、避難所開設に当たり、学校は非常に多忙な状況となり、その日に利用を予定されている各団体へ、利用中止の旨を御連絡できないことが考えられます。避難所の開設状況は市のウェブサイトへ掲載されますので、避難所開設の可能性がある場合は、お出かけ前に御確認いただくか、電話などで教育委員会事務局へお問い合わせください。

また、施設の使用料は、別の日に振り替えますので、避難所が開設されることが決定した場合、速やかに退去し、避難所運営関係者へ施設を明け渡してください。

10 個人情報の取扱いについて

学校施設有効活用事業において本市が取得した個人情報については、教育委員会・施設と利用団体との連絡など、当該事業の実施のために使用します。

◆施設の空き状況や利用当日の問合せ

| | |
|------------------------|--------------|
| 土橋小学校多目的ホール（土橋小学校受付） | 044-865-1532 |
| 犬蔵中学校格技室（宮前スポーツセンター） | 044-976-6350 |
| 生田中学校特別創作活動センター | 044-911-1510 |
| はるひ野小中学校はるひ野黒川地域交流センター | 044-989-9475 |

◆開放の手続その他の問合せ

川崎市教育委員会事務局地域教育推進課 044-200-3309

使用できる施設と使用料

※令和5年4月からの使用料です。

(単位：円)

土橋小学校特別開放棟4階 多目的ホール（川崎市宮前区土橋3-1-11）

| 午前 9:00-12:00 | 午後 13:00-17:00 | 夜間 17:30-21:00 | 全日 9:00-21:00 |
|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 2,680 | 3,800 | 4,920 | 11,400 |

犬蔵中学校格技室（川崎市宮前区犬蔵1-10-1）

| 午前 9:00-12:00 | 午後 13:00-17:00 | 夜間 18:00-21:30 | 全日 9:00-21:30 |
|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 1,340 | 2,570 | 2,680 | 6,590 |

生田中学校特別創作活動センター（川崎市多摩区三田2-3303-1）

| 施設 | 午前 9:00-12:00 | 午後 13:00-17:00 | 夜間 17:30-21:00 | 全日 9:00-21:00 |
|-------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 陶芸室 | 1,450 | 1,790 | 2,460 | 5,700 |
| 美術工芸室 | 1,450 | 1,790 | 2,460 | 5,700 |
| 料理室 | 1,450 | 1,790 | 2,350 | 5,590 |
| 会議室 | 1,230 | 1,450 | 1,900 | 4,580 |
| 和室 | 1,230 | 1,450 | 1,900 | 4,580 |

| 陶芸窯 | 区分 | 設備実費料金 |
|-----|------|-------------|
| | 10kW | 1回につき 1,750 |
| | 20kW | 1回につき 3,500 |

はるひ野小中学校はるひ野黒川地域交流センター（川崎市麻生区はるひ野4-8-1）

| 施設名 | 9:15-11:15 | 11:30-13:30 | 13:45-15:45 | 16:00-18:00 | 18:30-20:30 | 全日 9:15-20:30 |
|-------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 多目的 ホール (大) | 780 | 780 | 780 | 780 | 1,110 | 4,230 |
| 多目的 ホール (小) | 600 | 600 | 600 | 600 | 880 | 3,280 |
| ミーテ ィング ルーム | 370 | 370 | 370 | 370 | 520 | 2,000 |